

令和8年4月保育所等の利用申請及び保育所入所基準の一部改定について

1 申請期間

(1) 一次調整

受付期間	令和7年10月2日（木）～11月28日（金）
※郵送・オンライン（ぴったりサービス）による申請の締切	令和7年11月14日（金）まで
窓口予約期間	令和7年10月10日（金）～11月7日（金）
休日受付	令和7年11月9日（日）
希望園の変更・追加締切	令和7年12月5日（金）
結果通知発送	令和8年2月3日（火）

(2) 二次調整

受付期間	令和7年12月1日（月）～令和8年2月13日（金）
※郵送・オンライン（ぴったりサービス）による申請の締切	令和8年1月30日（金）まで
希望園の変更・追加締切	令和8年2月13日（金）
結果連絡	令和8年2月下旬

(3) 出生前の申請

一次調整及び二次調整は、出生前に利用申請を行うことができる。

令和8年2月3日までに出生した場合	⇒ 4月入園調整の対象
令和8年2月4日以降に出生した場合	⇒ 5月入園調整の対象

(4) 受付場所

児童保育課 保育相談係（区役所6階8番窓口）

2 対象施設

類型	施設数
区立認可保育所	11
区立認定こども園	3
私立認可保育所	36
私立認定こども園	2
小規模保育所	11
事業所内保育所	2
家庭的保育事業	4
計	69

※区立三筋保育園は、令和10年度中から2か年程度、台東小島ビルへ仮移転予定

3 保育所入所基準の一部改定

保護者・児童の状況をより適正に判定するため、保育所入所基準の一部を改定する。

(1) 改定内容

- ① 保護者が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級に該当する場合の加点を行う。

保護者のいずれもが該当する場合 +4

保護者のいずれかが該当する場合 +2

- ② 申請児童本人が保育審査会において医療的ケア児保育を受けることが可能であると判断された場合の加点を行う。 +15

(2) 適用時期

令和7年11月利用開始分の審査から適用